

今後増大する電子取引の自動化 ～どうする！電子帳簿保存法(改正)対応～

株式会社ネグジット総研

電子帳簿保存法改正 5割以上が「知らない」

電子帳簿保存法は2022年1月に施行されました。

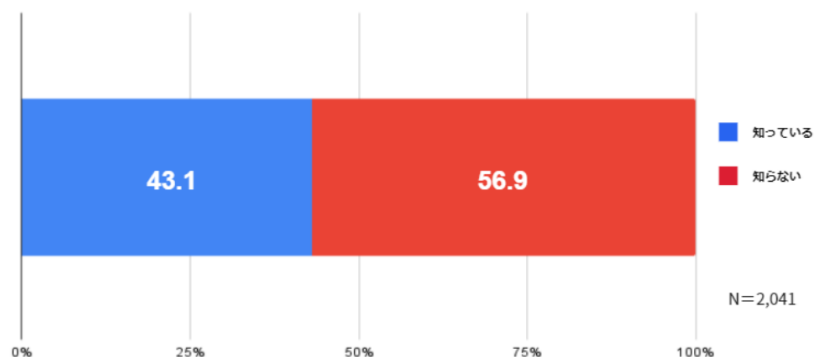
しかし、「電子帳簿保存法を知らない」——会計ソフトを開発販売するfreee株式会社がそんな調査結果を発表しています。改正施行約1カ月前でも認知は十分とはいえず、改正内容について知っている人は、全体で21.8%と2割程度にとどまっています(2021年12月現在)。

(※2021年12月10日に決定した2022年度(令和4年度)税制改正大綱に、改正電子帳簿保存法の2年間の猶予が盛り込まれました。)

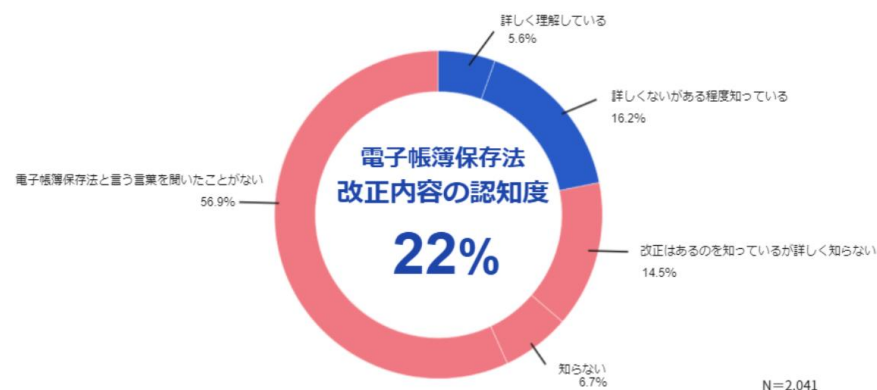
◆電子帳簿保存法の認知は改正施行の約1カ月前でも十分とは言えず
電子帳簿保存法の認知については、56.9%と半数以上が知らないと回答。また改正内容について知っている人は、全体で21.8%とわずか2割に留まることがわかりました。

電帳法改正 施行 約1か月前でも半数以上の人知らない現実 さらに改正内容について知っている層はもっと少ない

電帳法を知っていますか？



電帳法の改正内容を知っていますか？



freee株式会社 ホームページより <https://corp.freee.co.jp/news/20211202anke-to.html>

そもそも、電子帳簿保存法にはどんなメリットが？

国税庁のホームページでは、電帳法のメリットは以下のように記載されています。

こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等処理している」

そのお悩み、電子帳簿等保存制度が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずに**データのままで保存**
- 経費の領収書やレシートを**スマホで撮影して経理処理・保存**

Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが**不要に**
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類が**すぐに見つかる**
- データ上で経理処理ができるので、経理担当も**テレワークができる**

Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. いいえ、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいて**データのままで保存**していただく必要があります。

電子帳簿保存法の概要

各税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること、および電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。



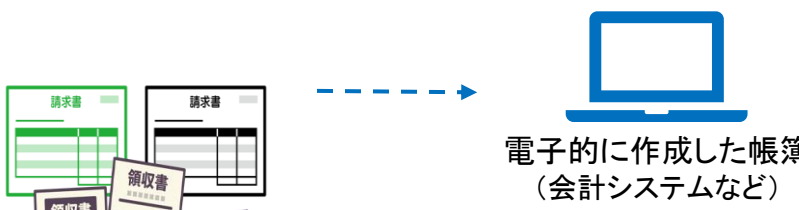
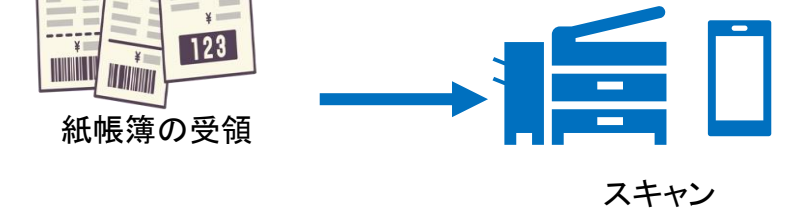
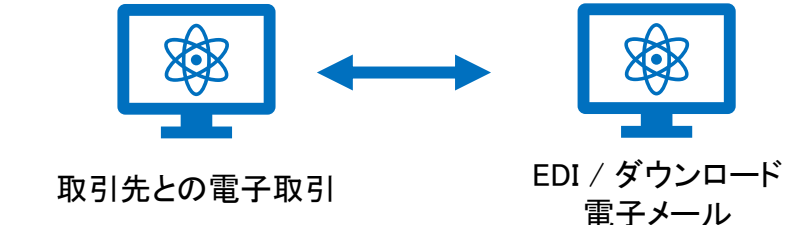
「電子取引」とは、何を指すのでしょうか

取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は、通信手段を問わず全て該当するとなっております、下記の通り分類されます。

電子取引の分類	概要	具体例
EDI取引	異なる組織間で通信回線を利用してメッセージ交換する取引。Webサイトからデータをダウンロードする法方も含む。	EDIシステム(流通BMSなど) WebEDI(取引先の発注サイト) ネットバンキング
電子メールによる取引	電子メールを利用した取引。 メール本文に注文内容の記載や添付ファイルによる取引データのやり取りを含む。	メールによる受発注 ファイル転送サービス
インターネット等による取引	インターネットを利用した経費の支払い、購買など各種取引	経費精算システム 電子契約システム ECサイト(鉄道、航空、宿泊など)
その他	FAX(複合機などで受信して保管する場合)	FAXソフト 複合機(印刷せずにデータで保管) クラウドFAXシステム

2022年1月1日 電子帳簿保存法の改正が施行

企業のデジタル化を促進するために電帳法が改正され、電子保存が進めやすくなった反面、**電子取引に関しては、紙での保存は不可となり、データによる保存が必要**となります。

イメージ	区分	主な改正ポイント
 <p>① 電子帳簿保存</p>	<p>① 電子帳簿保存</p>	<p><対象>導入を希望する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署長の事前承認制度の廃止 ・優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置 ・要件を満たす電子帳簿の電磁的記録による保存が可能に
 <p>② スキャナ保存</p>	<p>② スキャナ保存</p>	<p><対象>導入を希望する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署長の事前承認制度の廃止 ・タイムスタンプ要件、検索要件の緩和 ・適正事務処理要件の廃止 ・電磁的記録に関連した不正があった場合の加重措置
 <p>③ 電子取引</p>	<p>③ 電子取引</p>	<p><対象>すべての事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプ要件、検索要件の緩和 ・電磁的記録を出力した書面での保存ができる措置の廃止 ・電磁的記録の隠蔽、改ざんなどにより申告漏れが発生した場合の加重措置

電子保存が進めやすくなる

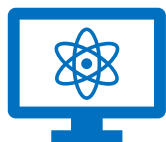
要件の強化

電子取引は、紙による保存はNG、データのままで保存が必要

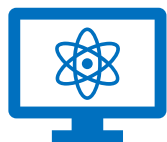
「電子取引」のデータ保存の強化ポイント

③ 電子取引

取引先



自社



紙の保存

紙に印刷して保存は**NG**



データのまま保存

電子的に授受した
オリジナルデータの保存が必要で
真実性と可視性が求められる

真実性の要件

- ・データの改ざん・削除ができないシステムを使用
- ・データの改ざん・削除した場合、それを確認できるシステムを利用
- ・FAXやPDFなどの取引情報にタイムスタンプするなどの要件を満たすこと

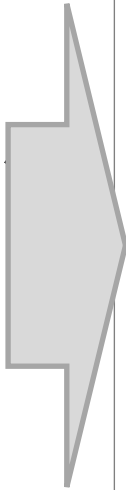
可視性の要件

- 税務署の求めに応じ、
- ・取引日付、取引先名、金額で検索できること
 - ・取引日付、金額は範囲指定で検索できること
 - ・2つ以上の任意の項目を組み合わせた条件で検索できること

改正後の電子帳簿保存法対応を行うには？

これまで

- ・法的要件が複雑、対応ハードルが高い
- ・税務署への申請が難しく手間がかかる
- ・対応製品の選定が難しい、高額
- ・費用対効果が出ない
- ・一部の企業だけが対応



改正後

・JiIMA認定

→電子保存システムは認定製品を選べば安心



・クラウドサービス活用

→大規模なシステム導入は不要

・スモールスタート

→初期投資少なく、利用量に合わせた従量課金

・法的要件大幅緩和！

→すべての企業が電帳法対応

これまででは厳格に紙保存

改正後は、全ての企業が
厳格に電子保存

システムを利用しない電子保存の運用ルールと保存方法

企業内の運用ルール(規定)を策定して、ファイル保存を行う場合の一例
(新たなシステムを導入せず、運用ルール(規定)に基づいて処理する場合)

電子取引データ
(一例)



メールで受領した
請求書




ECサイト等で
発行された領収書




システムが用意できない場合、下記要件を満たした上でデータ保存

- ① 訂正および削除の防止に関する事務処理規程を作成および運用する
- ② 下記のような運用で検索機能を確保する

取引年月日、取引金額、取引先を含んだ**統一した
順序のファイル名**にし検索できる状態にする

 20220131_株式会社〇〇_110,000.pdf

 20220210_株式会社△△△_330,000.pdf

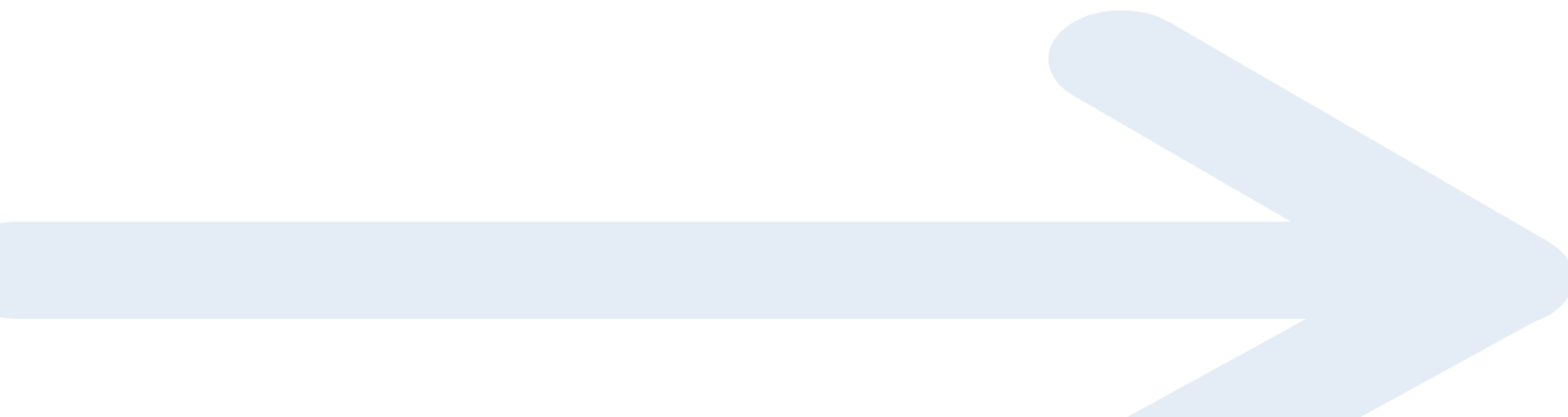
表計算ソフトで取引年月日、取引金額、取引先を入力した**一覧表を作成**し検索できる状態にする

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20220131	110,000	株式会社〇〇	請求書
2	20220210	330,000	株式会社△△△	注文書
3	20220228	330,000	株式会社××××	領収書

※企業内の運用ルール(規定等)は、国税庁の規定サンプルを参考に各社で作成が必要です。




<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

RPAを利用した電子保存の自動化



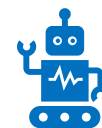
電子取引における電子保存の対応方法

電子帳簿保存法の対応にはさまざまな方法があります。
業務によってどのように対応すべきかを見極め、段階的にすすめて行くことを検討しましょう。

対応方法	概要	特徴
 運用ルールの方策	データ保存の真実性と可視性を担保するための運用ルールを策定	新たなシステム投資をしなくて済むが、データ保存を適切に行うためのルール策定(規定等)や現場での運用が負担となる。
 自社でシステム開発	電帳法に対応するために自社の既存システムを開発、改修する	既存の業務フローに大きな変化がなく、現場の負担も少ないが、システムの開発に時間がかかる。
 クラウドサービス、パッケージソフトを利用	電帳法対応のクラウドサービスやパッケージソフトを導入	システム投資や業務フローの変化を伴うが、継続的に法対応でき、デジタル化の促進や業務の効率化につながる。 RPAで既存システムと連携することも有効。

電帳法対応システムとのデータ連携

電帳法に対応したクラウドサービスやパッケージソフトを導入する場合、既存システムから電子取引のデータを連携(アップロード)する必要があります。その方法は主に下記の3つがあり、RPAツール(Autoジョブ名人、Autoメール名人)による**電子保存処理の自動処理**がおすすめです。

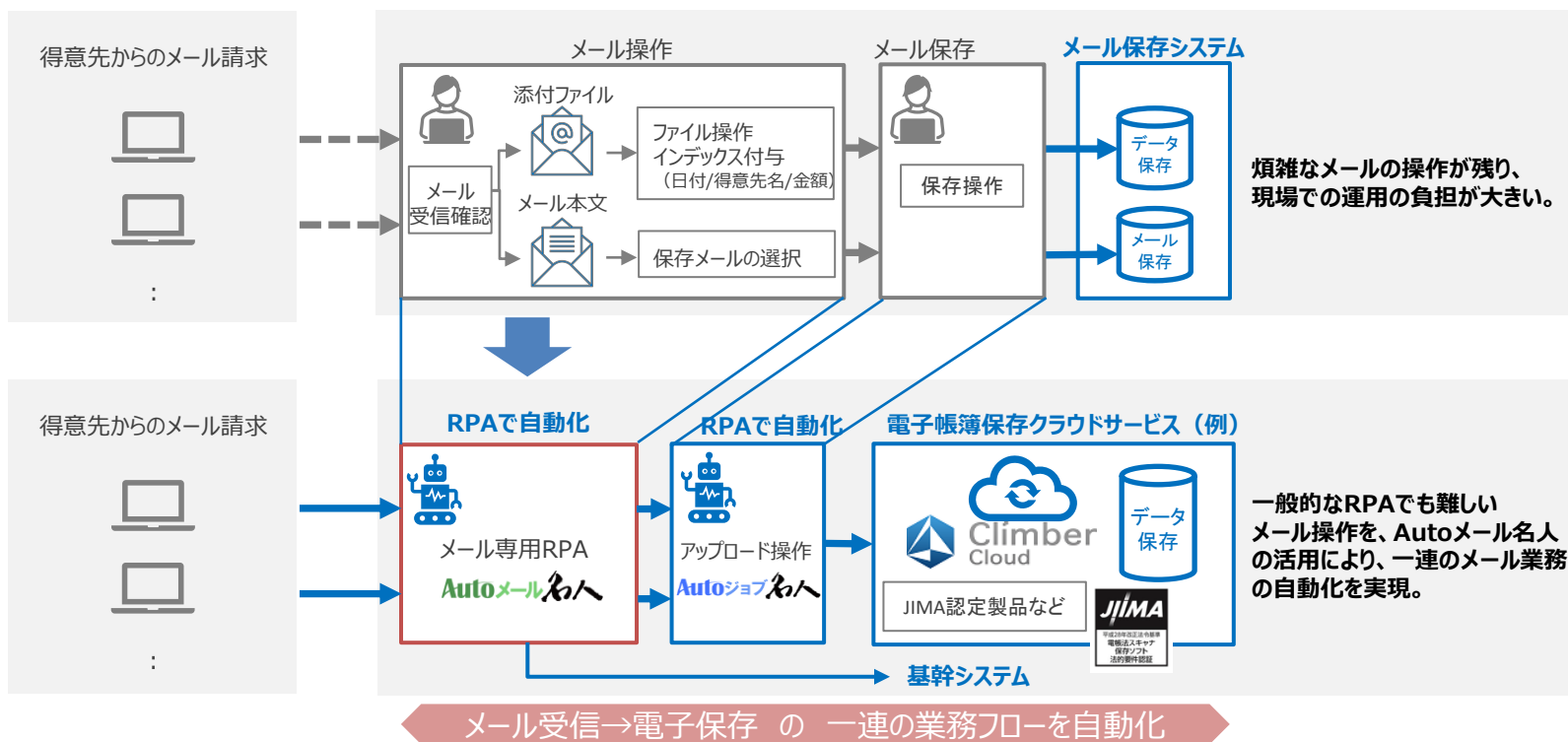


アップロード方法	人の操作	APIやプログラム	Autoジョブ名人 Autoメール名人
業務の品質	×	○	○
大量のデータ処理	×	○	○
開発コスト	○	×	△
業務変更への対応	△	×	○

RPAを活用したメール受信→電子保存の完全自動化

活用事例

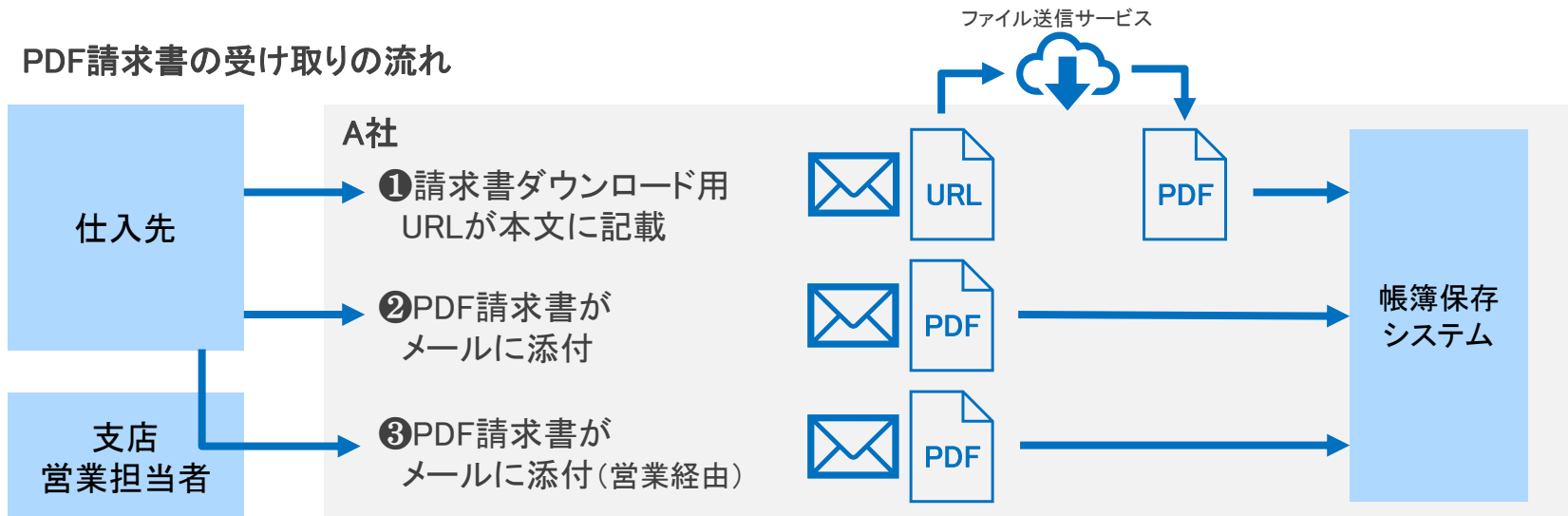
RPA製品(「Autoメール名人」「Autoジョブ名人」)を活用し、メールの受信からデータ保存まで全ての業務フローを自動化が出来、業務効率が行えます。



メールによる請求書の電帳法対応事例

A社の概要	全国に営業拠点を構える、卸売業
導入の背景	仕入先や支店から多くの請求書がメールで送られてくるため、 帳簿保存システムへの保存作業が大変になると判断し、RPAによる自動化を決定

PDF請求書の受け取りの流れ



Autoメール名人の特長

1 メール操作に関する機能が充実しています

Autoメール名人は画面操作による自動化ではなく、メール操作に必要な機能を標準で提供する、メーカーを搭載したメール業務自動化ツールです。

①受信フォルダから処理対象メールを抽出

メールアドレス、件名、添付ファイル名など、あらかじめ設定した条件で処理対象のメールを特定できます。

②メール本文からテキストデータ抽出

メール本文から、顧客コード、商品番号、金額などを抽出でき、EXCELシートなどに出力できます。

③添付ファイルの操作

ファイルの添付／開封、圧縮／解凍、パスワード設定／解除など、様々な添付ファイルの操作ができます。

④PDFの操作

EXCELなどのファイルをPDFに出力できます。

⑤データ変換機能

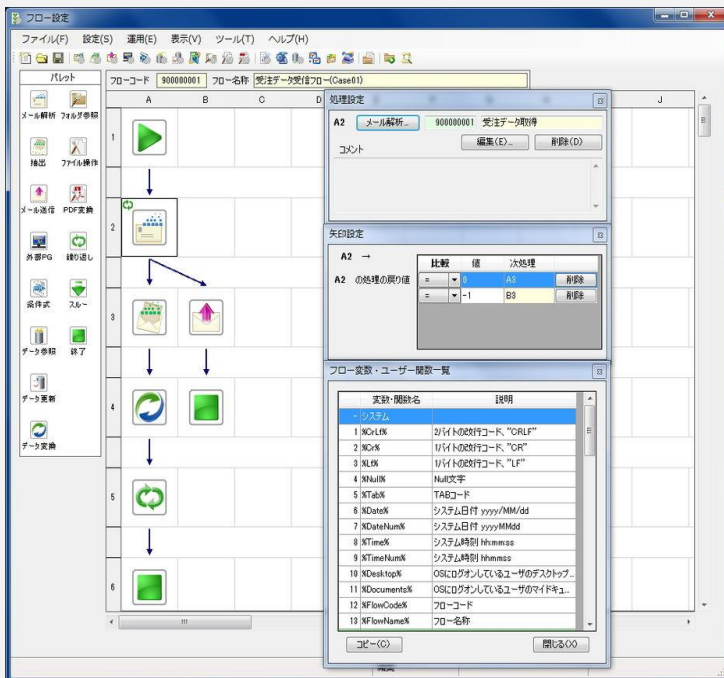
基幹システムとの連携や大量データの処理に最適なデータ変換機能を標準で提供しています。

Autoメール名人の特長

2

簡単な操作で自動化のフローが設定できます

プログラムの知識は不要。様々なメール操作を14個のアイコンで実現します。データベースの参照や外部プログラムの起動も行えます。



①パレットからアイコンをつなぐだけ

処理アイコンはわずか14個。必要なアイコンを配置し、詳細設定を定義するだけで、自動化のフローが完成します。

②データベースやファイルの参照

送信先のメールアドレスやメール本文への差し込みなど、あらかじめ用意されたデータを参照して処理を実行できます。

③外部プログラムの起動

添付ファイルをフォルダに格納後、他のプログラムやRPAを起動し連続して処理することができます。

Autoメール名人の特長

3

運用を支援する機能が充実しています

業務の運用に合わせて多様な実行方法を選べます。
実行履歴の管理など、運用しやすい機能が充実しています



①スケジュール機能を提供

手動実行だけではなく、業務カレンダーも登録可能なスケジュール機能を標準で提供します。曜日指定や時間指定、繰り返し指定など、きめ細かい運用が可能です。

曜日一括設定、営業日振替にも対応

②ファイル監視実行機能

ファイルが生成、更新されたら処理を実行することができます。

③処理の実行管理

処理フローの実行履歴を管理でき、詳細情報の確認画面も提供しています。

Autoジョブ名人の特長

1 複雑な業務でも開発・運用しやすいツール

- 充実した開発補助機能
- 充実した運用機能

2 業務自動化の安定稼働を実現

- 確実な操作を実現する機能
- イレギュラー対応も充実

3 導入しやすい価格とサポート体制



電子取引の
自動化が得意！

まとめ

- 電子帳簿保存法改正の目的は企業のデジタル化促進
- 電子取引はデータ保存しなければならない。(2022年1月1日より)
- EDI,WebEDI,メール送受信など全ての電子取引が対象となる。
営業が受け取るメール受注を含め、自社の受発注業務を洗い出す。
- 帳簿保存サービス等を利用し、既存システムとRPAでデータ連携を自動化して、業務の効率化を行う。